

平成 2 4 年 第 1 4 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：平成 2 4 年 7 月 2 3 日（火）午後 1 時

場 所：教育委員会室

委員長	吉 野 弘 保
委員長職務代理者	松 原 秀 成
委員	早 川 大 府
委員	土 田 アイ子
委員（教育長）	浅 野 潤 一

事務局	教育推進課長	土 屋 典 昭
	学務課長	住 田 雅 一
	指導室長兼教育研究所長	建 部 豊
	学校施設担当課長	永 井 博 史

書 記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	丸 山 継 典
	同 主査	岩 生 裕 治

	開 会 時 刻 午後 1 時
吉 野 委 員 長	ただいまから、平成 2 4 年第 1 4 回教育委員会定例会を開催いたします。 本日は 4 名の方から傍聴の申し出があります。許可してよろしいでしょうか。 〔各委員了承〕
委 員 長	それでは、傍聴人の入室を許可いたします。 〔傍聴人入室〕
委 員 長	日程第 1、署名委員の決定。早川委員と浅野委員にお願いします。 日程第 2、議案の審議にまいります。はじめに、継続となっています平成 2 3 年陳情第 3 号「江戸川区区内における区立小中学校給食についての陳情」 を審議いたします。事務局から報告などはありますか。
住田学務課長	この間、特に大きな動きはございません。
土 田 委 員	学校は夏休みに入りましたが、東京都や区の検査は続けられています。 また、大手のスーパーや、青果店、精肉店も厳しい基準の中で取引を しています。 新学期になっても、安全な給食を堅持するために、しっかりと見守らな ければいけませんので、できる限りの情報収集は続けていきたいと思っ ております。 陳情の扱いは継続でいいかと思います。
委 員 長	給食はお休みですけど、だからこそ厳しい目で見ていかないといけない というご意見ですね。
学 務 課 長	出荷県での食材の検査や、都、区における流通食品の検査は続いている ので、そういった情報には引き続き注意していきたいと考えています。
松 原 委 員	私も継続審議ということでもいいと思っています。 業者さんには、気持ちを緩めず継続的なご努力をお願いしたいと思いま す。

早 川 委 員	ずっと継続審議してきましたが、9月で陳情が出されてから1年になりますので、細かい項目も含めて内容をもう一度チェックしてみたらどうかと思うのですが。
学 務 課 長	次回に、少し整理した考え方をお示ししたいと思います。
委 員 長	国全体の動き、あるいは区の動きなどをまとめて、次回お願いします。 それではこの件は、継続ということによろしいでしょうか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	それでは、平成23年陳情第3号は継続といたします。 次に、前回からもう一つ継続となっております平成24年陳情第1号「区立鹿本幼稚園の閉園延期を求める陳情」を議題といたします。 ご意見を伺いたと思います。
早 川 委 員	昨年、閉園の中止を求める旨の陳情を不採択としました。今度は閉園の延期を求めるということで、まだ25年度末の閉園について合意が得られていない方がいるということなのでしょうけれども、一度方針を出したものについてもう一度審議するというのは、閉園の中止ではなく延期が議題とはいえ、新しい事態が起きていない限りはどうかと思うのですが、この1年間で何か状況が変わったということはあるかな。
学 務 課 長	昨年の9月に保護者等への説明会を開いて以降、子どもの数や、鹿本幼稚園閉園後に発達障害者・障害児の支援センターをつくるという考え方について何も変わっておりません。
松 原 委 員	乳幼児の数はずっと減ってきています。このあたりの行政課題から幼稚園教諭については退職不補充で来ていますよね。 それから、園児一人当たりで見ると、区立幼稚園の方が私立幼稚園よりも、より多くの公費を使っているという点、このあたりはもっと区民に知らせていけば理解していただけるのではないかなと思うのですが、そういうことに加えて発達障害支援のセンターの件があって、方向性が出され、閉園中止を求める陳情にも不採択という形をとったと思うのです。 費用の観点もありますが、やがては小、中学校にも繋がっていく子どもの

土 田 委 員	減少という大きな流れがありますね。 今またこうして閉園の延期を求める声が出てきたことを受けて、やはり情報というのはなるべく早く広報しなければいけないということを感じています。 その一方で、子どもが減っている都心部ではたくさんの幼稚園や、小・中学校もなくなっています。そういう時代背景もしっかりおさえたうえで、公立の幼稚園や学校というものを考えていかないといけません。 また、公私立間での公費負担の差の話が出ましたが、そのことはやはり区民にお知らせしていく必要があると思います。実際に話を伺うと、私立幼稚園では経営にご苦労しながらも魅力ある幼児教育に取り組んでいるということでした。 私立幼稚園に入れないということについては、探するのが大変だという声と、入れたという方もいらっしゃるようですので、私なりに調査してみたいと思いますが、方向性を考えると、閉園の延期というのは難しいのではないのでしょうか。
委 員 長	小岩第一幼稚園の時、その前の松江幼稚園の時と同じような苦しみを父母、区民の方が味あわないように、苦しみを最小限におさえるように、何らかの方策をとるべきであるという話を、以前早川委員がされているのですが、方向性が変わらない中では、延期を求めるという陳情者の思いはしっかり受け止めながらも、不採択ということを早く伝えなければいけないかなと思っていました。そして今後は子どもたちが減っているということで、小・中学校の統廃合ということも考えなければいけないと伺っていますので、そういう中に生かしていきたいと思います。今日結論を出すということではいかがですか。
早 川 委 員	委員長のお話にあったように、区民の痛みはできるだけみ取らなければいけません。そして今後も人口が減るわけですから、小・中学校の統廃合も、確実に起こるわけです。それを、卒業生の方がいる、地域の方がいる中で教育委員会は示していかなければなりません。 それをどう合意形成していくかということは、今回の痛々しい陳情からも考えていかなければいけないと私は思います。 結論としては、この陳情に関しては不採択というのが私の意見ですが、今後のモデルというものを、今から作っていく必要があるのではないかと思います。

浅野教育長	総論的な話、つまり公立幼稚園をどうするかという話と、鹿本幼稚園をどうするかという話、それからもし閉園するとすれば、個別、具体的に、そこに入園される方やこれから希望される方、既に入っている方にどう影響するかという話があります。 今回の陳情は、鹿本幼稚園の閉園を延期してほしいというお話でして、これは基本的な部分でして、これについてのスタンスは、区として何ら変化はありません。 ただし、個別の問題として、特に下のお子さんのあり方について具体的な問題が相当出ているということがありますし、今回は余り書かれていないですけど、障害児の受け入れの問題、それから2年保育で私立が受け入れてくれないといった話が幾つか出ているわけです。 そのことについては、区としては子ども家庭部や福祉部と連携しながら努力しているという状態ですので、教育委員会だけですべてについての解決策を示すことはできませんが、一方でこういうことをやればこういうことが出てくるということはわかっているわけですから、できるだけ配慮はしなければいけません。そして、総論的にはいろいろ書いてありますけど、一人ひとりお困りの内容は違うと思うので、そこは一つ一つ具体的に対応したいと思いますが、ただ、鹿本幼稚園に下の子も入れたいということについては、これまで出ている方向性の延長線上で考えるしかないのではないかなと思います。
委員長	それぞれご意見をいただきました。 今、教育長からもお話がありましたが、いろいろなケース、具体的なケースについては区もサポートするとして、今回の陳情、閉園の延期を求める陳情に関しては不採択としたいと思うのですけれども、異議はございますか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
土田委員	やむを得ないですね。 ただ、これまで幼児教育について区立の幼稚園が残してきた実績、成果というものは素晴らしいものがあると思いますので、それをそのまま眠らせずに、生かすことを考えていただきたいという意見を添えさせていただきます。
委員長	それでは、平成24年陳情第1号は不採択と決定をいたします。陳情者に

土屋 教育推進課長	は事務局から報告をお願いいたします。 次に、平成24年陳情第2号「江戸川区日光林間学校についての陳情」について、事務局より陳情文の朗読と補足の説明をお願いしたいと思います。 〔陳情文朗読〕
委 員 長	いくつか「なぜ」という表現があります。このあたりを含めて説明いただけますか。
学 務 課 長	補足説明いたします。まず、地上から1メートルの高さの測定についてですが、文部科学省や環境省などの測定のガイドラインなどはどれも地上1メートルとなっており、区の計測においても、複数の高さで測定する場合でも必ず1メートルは測り、比較の参考にしているところであり、今回も1メートルの高さで測定しております。 それから、小型放射線測定器のDose RAE 2を使ったのはなぜかということなのですが、これは、実地踏査の際に、環境部が東京都から貸与されている測定器を借りて行ったわけです。この測定器は、もう一つの少し大きいものと比べて安全側に評価するように調整されており、実効線量より高目の数値を示します。この小型測定器で問題がなければより安全だということにもなります。 次に、5カ所の測定地点についてですが、子どもたちがよく利用するところを選んでおります。集合する正面玄関前、キャンプファイヤーをやる校庭、それから最近では若干利用が少なくなったのですが、飯ごう炊さんをやる学校もありますので屋外炊事場、また奥の小道についても、おぼけ大会などをやる学校もあるものですから、そういうところを考えて、5カ所を設定したということです。以上です。
委 員 長	情報が不足していると書かれていますが、数値を公表したときに、こういうわけでこの地点を測りましたとは載せなかったのですか。
学 務 課 長	場所については、図ではなく文字ですので、現地に行かれたことがないと分かりにくいかもしれませんが、学校の先生方が見れば、あそこあそこだなとわかるように表現したつもりではいます。

土 田 委 員	今の説明だと、この場所は、かなり子どもたちが利用するところだというのがわかります。 陳情者は、さらに計測地点を増やすことと継続的な観測を続けるということを行っています、そこはどうですか。
学 務 課 長	先ほどお話ししたように、子どもたちがよく利用する場所として5カ所を決めて測りましたので、その数値を参考にしてもらえれば、安全であるという全体の傾向がつかめるであろうということで、これ以上増やすことは考えていません。 また、陳情文にあります、日光市でも定期的な測定を行い、結果を公表していますし、栃木県もモニタリングポストの小刻みな数値を公表しています。その状況を見ながら、何か変化があれば対応が必要だとは思いますが、現在数値的には安定しておりますので、継続的な測定も考えておりません。
土 田 委 員	今、数値的には大丈夫だということですが、可能であれば、測定場所を増やしてもいいのではないかとと思うのですが。
委 員 長	例えば行った折々に子どもたちと一緒に測ってみるとかはどうですかね。
学 務 課 長	測ることは難しくはないのですが、職員が林間学校に行くというのは、何かあれば行くことにはなりますが、基本的に運営は委託会社にお任せしておりますので、しょっちゅう出向くことはないのです。また、委託内容にもそういった業務を含んでおりませんので、委託業者にお願いすることもできません。
早 川 委 員	ホームページからの引用というのをたくさん書いてあるのですが、陳情者からは事前に具体的に質問が来て、それに対して担当から説明をするといったやりとりはあったのでしょうか。
学 務 課 長	陳情者かは分かりませんが、お二人の方からホームページ掲載後に電話での問い合わせがあり、この5か所の考え方と数値について説明して、安心してご利用くださいという話をしております。
早 川 委 員	ホームページと電話だけというのは、何か手順としてコミュニケーションがとれていないと感じます。

教 育 長	ホームページを見て、こうだからおかしい、だから陳情を出すという流れでは、何のために担当がいて何のためにやっているのだという気にもなってしまう。 今、各委員から計測地点を増やすのはどうかという意見もありましたが、できることとできないことと、予算を伴うかどうかも含めて、その辺の整理が必要だと思います。また、陳情者に対してどういう説明をしたのかですね。今回は結論を出さずに、その辺りを整理してからだと思います。 陳情は保障された権利ですので、全部調べなくても、こちらに相談が何もなくても、制度的には出せるのですね。 ですから経緯は調べて、あればお話しするのですが、そういうことがなくても陳情は出てくるので、結局、陳情の審査というのは出てきたところから始めるしかないということでご理解いただきたいと思います。
委 員 長	確かになぜ計測にそれを使ったのかとか、なぜそこで測ったのかというのは、事務局に聞いてみればいいのかという気もしますね。
松 原 委 員	学校によって施設の活用の仕方が違うわけですね。 A校ではこう使うのでここを調べてほしい、それからB校ではというふうにやっていったら、とても対応できないわけです。 それより、区で測定してホームページに出しているものをもっと信頼してもいいのではないかと思います。基準はクリアしているわけですから。
土 田 委 員	私としては調べたいこともあるので、継続としていただきたいと思います。
委 員 長	早川委員からも、少し整理をしてからという意見がありましたし、次回に継続ということでいかがでしょうか、よろしいですか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	それでは、平成24年陳情第2号は継続審議ということにいたします。 次に、第42号議案を審議いたします。事務局から説明をお願いします。
教育推進課長	第42号議案は、江戸川区文化財保護審議会委員の委嘱についてです。資料にある3名の先生を新たに文化財保護審議会の委員として委嘱したいと考

	えております。任期は平成24年9月6日から、既に委嘱している委員の任期とあわせて平成26年4月30日までとします。 既に委嘱している委員が8名ですので、合わせて11名ということになります。それぞれご専門の分野が分かれております。以上でございます。
委 員 長	定員は16人でしたね。何かございますか。
土 田 委 員	新しい先生に入っていただき、江戸川区の文化財をしっかりと守っていくというのは大変重要なことだと思っています。宇田川家長屋門の件のように、調査が後手に回ってしまっているということのないようにご尽力をいただきたいと思います。
委 員 長	ところで、あの門の復刻のお話はどうなりましたかね。
教育推進課長	使えるものは使おうということで大工さんが丁寧に解体した結果、腐食が激しく、使える部材が非常に少なかったのですが、扉の一部などは使えるということです。それを使った形で、同じ大きさと同じような復元というのは無理だということですが、何か往時をしのばせるような形で考えていただくと伺っております。
委 員 長	第42号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	それでは、原案のとおり決定いたします。 次に、第43号議案を審議いたします。説明をお願いします。
教育推進課長	第43号議案は、江戸川区立図書館条例施行規則の一部改正についてです。新旧対照表をお配りしております。 今年1月に新設オープンした小岩図書館は附帯施設として集会室を持っておりますが、この利用料について区民館等他の区民施設の集会室と同様に扱うことということで、本来であれば第12条の1項の区が行政目的または教育目的のために利用するとき、同じく第2項の官公署または公益団体が自ら公益目的のために利用するときには、利用料を免除するという規定を設ける必要があります。

	ところが、小岩図書館オープンに合わせて規定を整備した際に、事務的に漏らしてしまったということで、図書館を所管する文化共育部から改正について依頼があったため、今回お諮りするものでございます。決定いただきましたら、8月1日から施行したいということです。以上です。
早 川 委 員	既に規定がある5割減額とどこが違うのですか。
教育推進課長	区や官公署、公益団体が視聴覚室等の付帯施設を利用する場合は5割相当額を減額するということなのですが、集会室に限って全額免除ということになります。この集会室に関する規定を漏らしていたということです。
松 原 委 員	他の図書館も含めて、これまでは集会室がなかったわけですね。
教育推進課長	以前の小岩図書館は、コミュニティホールという施設を併設していたのですが、集会室と言う位置づけの部屋は新たに作られたものです。
委 員 長	規定が漏れていてこれまで影響はなかったのですか。
教育推進課長	それはなかったと伺っています。
委 員 長	他になれば、第43号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	それでは、原案のとおり決定いたします。 続きまして、日程第3、教育関係事務報告にまいります。はじめに教育推進課からお願いします。
教育推進課長	教育委員会後援名義使用申請が3件ありました。 1件目は、江戸川伝統工芸会による第29回江戸川伝統工芸展でございます。教育委員会の後援も29回目ということになります。平成24年9月5日から9月11日にタワーホール船堀の展示ホールで開催されます。後援名義の使用の他、会場の提供、副賞の提供、ポスター印刷、広報掲載をおこないます。 2件目は、小岩書道連盟の第58回書初展で、こちらは57回目の後援申

	請となります。平成25年2月9日、10日の2日間、小岩アーバンプラザでの開催です。 昨年度の出品数ですが、一般が156名、中学生以下の教育部が488名ということで、小・中学生の割合が相当高くなっております。例年、後援名義使用の他、教育委員会賞を提供しております。 3件目は、夏休み展覧会ということで、関口美術館からの申請でございます。春休みに続いて2回目となります。8月7日から9月5日までの間、中学生以下は入場無料となります。 なお、春休みは28日間で入場者452名、うち中学生以下が248名ということでした。以上です。
委 員 長	何かご質問などありますか。なければ、教育委員会後援名義使用の件は了承したいと思います。 次は教育委員会事務局処務規則についてお願いします。
教育推進課長	以前ここでもご報告した、文教委員会に付託されている処務規則の改正を求める陳情について、教育委員会としての見解を整理させていただきたいと思います。 規則第12条は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において教育委員会の職務権限とされている事項について、教育長や事務局の課長が「専決」できる事項を区分しているものでして、陳情者が指摘するような「教育委員会が専決する」という文言はございません。 また、本来権限を持っているのは教育委員会ですので、教育委員会が上司の判断を求めて専決する必要というものはなく、そもそも教育委員会に上司は存在いたしません。上司の判断を求めるといえるのは、別表の中で上司が存在する課長や室長、係長のことを指しています。 したがって、現行の規則が地方教育行政法の規定にそぐわない状況であるとか、教育委員会が本来持つ権限を制限するような状況であるということではなく、直ちに規則を改正する必要はないと考えるということで報告させていただきます。
委 員 長	教育長からは何かご意見ありますか。
教 育 長	特にありません。陳情にあるような考え方もあるのでしょうけれども、今の規定が全くそぐわないということではなく、これで職務権限を定めてきて

	いるわけでした、直ちに指摘を受けたから変えなければいけないほどの箇所があるとは考えていないということです。
委 員 長	これに関しては、また文教委員会で教育委員会としての考え方を示すということですね。報告を承りました。 続きまして、指導室からお願いします。
建部指導室長	いじめ実態把握実態調査についてご報告を申し上げます。ご存じのように、7月に入ってから滋賀県大津市の問題で、全国的にいじめというものがクローズアップされている状況です。それを受け、先週7月17日の火曜日に、東京都教育委員会に全区市町村の指導室課長が集められ、東京都として緊急のいじめ実態調査を実施したいと、夏季休業に入る1週間前という短い期間の中で子どもたちの現状の把握をしてほしい、内容については各区市に任せるが、その件数については都に報告してほしいという依頼がありました。 江戸川区では、平成19年にいじめの問題がクローズアップされて以降、独自でアンケート調査を毎年11月に実施しており、今回は前倒しでこの調査をおこない、先週末までに終了いたしました。 今日は、その速報値を報告いたします。いじめの認知件数といじめの疑いのあるケース、これは都がこういう分け方をしているのですが、認知件数が小・中学校合わせて60件、疑いのある件数が181件となっております。 これまでの調査では、疑いがあるものも含めてすべて認知件数でカウントしておりましたが、今回は都の分類にしたがい、例えば被害者から訴えがあっても事実確認まで十分行われていない場合などは疑いのある件数に含めています。 参考までに、昨年11月の調査では、疑いも含めた認知件数が155件で、うち102件は解決したという報告を受けています。 昨年から指導中のものも含めて、昨年の11月よりも多い件数が報告されております。学校では1件1件を把握し、夏休み中ではありますが子どもたちからの聞き取り等も続けて、解消に向けて動きたいということです。 なお、調査用紙もつけておりますが、学校によっては、これをもっと具体的に変えて使っているところもございます。報告は以上です。
委 員 長	毎年11月に実施していますが、それを上回っているということで、11月にはもっと数字が増えるということになりますか。

指 導 室 長	そういうことも予想されます。 何校かの校長にも電話で確認をしたのですが、今、全国的にいじめというものに対する感度が高まっていますので、子どもたちの書き方の精度も上がり、件数が上がっているのではないかととらえております。
委 員 長	もう一つ、文部科学省からも全国的に調査がかかるという報道を聞いたのですが、それはまだですか。
指 導 室 長	報道では出ておりますが、まだ正式な通知は来ておりません。 こういった調査なのですが、子どもたちの中でいじめという言葉がひとり歩きして、例えばふざけ半分でたたかれたから、もうそれはいじめといったように、いじめを逆に軽く見てしまうことも起きやすくなります。 ですので、19年にも相当検討した内容であります。調査はするけれども、ただいじめの実態を知ることだけではなくて、人間関係などがうまくいっている事例にも丸をつけるといったように、人間関係づくりに寄与するような内容ということで、慎重に行いたいと思っています。
早 川 委 員	調査用紙は江戸川区独自ということですね。 それで思うのですが、例えば項目にある「友達が私のお金を取った」、「私のものを取った」、「私のものを壊した」というのはいじめというより犯罪なのではないでしょうか。調査項目もいじめとは峻別すべきだろうと私は思います。 小学校1年生だから、中学校3年生だからということではなく、犯罪は犯罪としてはつきりさせて、子どもたちにも告げるべきです。 冗談で殴ったということはあるかもしれないけど、お金を取ったというのは冗談では済まされません。 そして、それが犯罪ということになるとこれは学校の先生が対応するということにはならないのではないのでしょうか。
松 原 委 員	非常に難しいですね。生徒間だけではなく教師に対する暴力、教師からの体罰もありますが、どこで警察にゆだねるのかという判断は非常に難しいなと思います。 一つは透明性があるかどうかということですね。そのために、学校長あるいは先生方だけで対応するのではなく、学校評議員会や民生児童委員との会合があったり、保護司と一緒に対応することもあるわけですね。

	そういったことでの対応ができない厳しい状況になって、やむなしというときには、警察に依頼するということが当然ありえます。
早 川 委 員	この統計値について、東京都の区分はともかく、明らかに犯罪であるものについては、数字をおさえてもらいたいですし、それと同時に、今この数値を知って何をしたのか、何をするのかですよね。重大な事件に発展した時にも、そんなことは知らなかったとはいかないわけです。 去年より多いですね少ないですねという話ではなく、どう解決策を模索するのかということです。
委 員 長	そうですね。いじめの認知件数としてあるということは、それに対して何らかの対処をしなければいけないですよね。
指 導 室 長	いじめと犯罪行為についてはこれまでも明確に分けて対応してきておりまして、実際に学校から上がってくる報告の中で、対人暴力であるとか、悪質な集団によるいじめについては、各校に対して、被害者の保護者に被害届を出すようにという助言もしております。 今回の調査は、例えば友だちが私を殴ったといいましても、小学校3年生と中学校3年生ではかなり意味合いも違ってくるということで、一応全ていじめにカウントしておりますが、この中で特に重篤なものについては学校から個別に連絡をいただいていますし、我々も対人暴力や器物損壊についてはきちんと警察に伝えていく、被害届を出していくということを前提にしております。 今年度のそういったケースを幾つかピックアップして、次回以降にケースとして報告させていただきたいと思います。
早 川 委 員	これは5万3,000人全員の回答ということですか。
指 導 室 長	欠席等もあるので、回収率100%にはなっておりませんが、もちろん対象は全員です。
早 川 委 員	わかりました。犯罪と見られるものの件数、それに対するフォローアップの状況といったところを教えてください。 パーセンテージで物を言いたくないのですが、5万という数字からすると他の区に比べれば、多くなる可能性はあるだろうとは思っています。その中でも

	見逃せない生徒、まずそこを把握すると。 それから、数字がひとり歩きしてしまうから難しいかもしれませんが、関係者にはこの数字を知らせていく必要があるのではないのでしょうか。実際に江戸川区でもこういうことがありますよということで事実は事実なのですから、公表ということも考えていいのではないかと。
松 原 委 員	反対ではないのですが、段階があると思うのです。学校評議員の制度が何のためにできているのか。校長が各地域の中で信頼できる方、多いところでは15名の方を評議員に決めているわけです。 そういう方たちに、最高責任者の校長がざっくばらんいろいろなことを相談して助言を受けながら、地域と学校経営、運営をやっていますので、そういうところとの連携なしにぽっと出してしまうことがいいものかどうかという点で、ちょっと不安があります。
早 川 委 員	例えばどの学校がということではなく、ある学校でこういうことがあるけれども、それに対して懸命に努力しているという、そこは知らせていってもいいのでは。努力することでこの程度で収まっているという言い方もできるだろうし、こういう嫌なニュースも告げていく必要はあるのではないかなと思いますね。
委 員 長	松原委員のおっしゃるように、学校には地域の人がいまいろいろと入ってきてくれていて、そこから情報が入ることもあるんですね。近所の誰々さんがいじめられているようだけど、学校に言ってくれないかという話がありましたよといったような。 そういう学校との信頼関係の中でやっていけばいいとは思いますがね。夏休みに地域のまつりとか盆踊りにどんどん出ていってくださいと、教育長から先生方をお願いしているのですが、そういうことで地域とつながると、深刻な状態になる前に情報が入って来たりします。 とにかく一番大切なのは子どもたちを守ることなので、そのためにいろいろな角度で取り組んでいかなければいけませんね。
委 員 長	東京都への報告はいつされるのですか。
指 導 室 長	今月末までに報告いたします。東京都は頭の数字だけを求めてきておられますので、区は独自にきめ細かい対応をしていきたいと考えています。

委 員 長	よろしくお願いします。それでは、ただいまの報告を了承します。 この他で、何かございますか。
土 田 委 員	夏休みに入って盆踊りなどを何カ所か回ったときに、裏の方で子ども同士がいろいろ交流しているのを見かけたのですが、それがふざけているのか、喧嘩しているのか、いじめているのか、境目がすごく難しいんですね。そうしたときに、たまたま地域の方の中で、学校評議員をやっていたらっしゃる方が積極的に子どもたちに声をかけてくださっていたのです。こういうことは夏休みなどには特に大事だなと思ったので、ご報告させていただきます。 それからもう一点、いじめとは離れるのですが、夏休みは交通事故が多いというのを警察の方がおっしゃってまして、自転車の二人乗りをしている子どもなんかには極力声を掛けるようにしているのですが、やはり大きな事故が起こらないように気を配っていききたいし、教育委員会としても関心を持って見守っていきたいと思いました。意見です。
委 員 長	以上で平成24年第14回教育委員会定例会を終了いたします。 閉 会 時 刻 午後2時40分